

特殊建築物等概要書の添付が必要な建築物一覧表（1/2）

兵庫県・加古川市・高砂市・三田市 川西市・芦屋市・伊丹市・尼崎市	
用途	規模又は階
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので <i>※3政令で定めるもの</i>	床面積の合計が100㎡を超えるもの ※伊丹市のみ200㎡を超えるもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので <i>※2政令で定めるもの</i>	
学校、体育館その他これらに類するもので <i>※3政令で定めるもの</i>	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので <i>※4政令で定めるもの</i>	
倉庫その他これらに類するもので <i>※5政令で定めるもの</i>	
自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので <i>※6政令で定めるもの</i>	
事務所その他これらに類するもの	階数が5以上かつ1000㎡を超えるもの ※兵庫県、尼崎市のみ階数が3以上かつ200㎡を超えるもの
<i>※政令で定めるもの</i>	
※1 政令未制定	
※2 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）	
※3 博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	
※4 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	
※5 政令未制定	
※6 映画スタジオ又はテレビスタジオ	

姫路市	
用途	規模又は階
劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるものうち、床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が200㎡以上のもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、客席部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が200㎡以上のもの
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等（政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいう。）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。）が300㎡以上のもの
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300㎡以上のもの
下宿、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く。）	6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が300㎡以上のもの
学校又は体育館（学校に付属するもの）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2000㎡を超えるもの 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの
次のうち学校に付属するもの（博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの
次のうち学校に付属しないもの（体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの（床面積の合計が2,000㎡で、当該部分に避難階を含む場合を除く。） 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡を超えるもの 床面積の合計が200㎡を超えるもので、地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 建築物の階数が3以上のもので、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの 2階の部分（当該部分が避難階である場合を除く。）が500㎡以上のもの
事務所その他これらに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。）

明石市	
用途	規模又は階
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200㎡以上のもの
観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上のもの 床面積が200㎡超500㎡未満で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの又は客席の床面積が200㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）
病院、診療所（患者の入院施設があるものに限る。）、高齢者等の就寝用途（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡以上のもの 床面積が200㎡超300㎡未満で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）
児童福祉施設等（高齢者等の就寝用途を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡以上のもの 床面積が200㎡超300㎡未満で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）
下宿、共同住宅又は寄宿舎（高齢者等の就寝用途を除く。）	6階以上の階が100㎡を超えるもの
学校	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの 地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。） 床面積が200㎡超で、3階以上の階が100㎡を超えるもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。） 地階の面積が100㎡超のもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡以上のもの 床面積が200㎡超500㎡未満で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）
事務所その他これらに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。）

（注1）高齢者等の就寝用途

- 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
- 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設等
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

特殊建築物等概要書の添付が必要な建築物一覧表（2/2）

西宮市		
用途	規模又は階	
劇場、映画館又は演芸場	・床面積の合計が200㎡を超えるもの	
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	・床面積の合計が200㎡を超えるもの	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等（注2）	・床面積の合計が300㎡を超えるもの ・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの ・2階の床面積が300㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）	
共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）	・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの ・2階の床面積が300㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）	
ホテル又は旅館	・床面積の合計が300㎡を超えるもの ・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの ・2階の床面積が300㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）	
下宿、共同住宅（サービス付高齢者向け住宅を除く）又は寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームを除く）	・6階以上の階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	
学校	・床面積の合計が2,000㎡を超えるもの ・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの	
体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、ゲーム場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	・床面積の合計が2,000㎡を超えるもの ・床面積の合計が2,000㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。） ・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・床面積の合計が500㎡を超えるもの（待合は300㎡以上） ・床面積が200㎡超で、地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの ・2階の床面積が500㎡以上のもの（当該用途部分が全て避難階であるものを除く。）	
事務所その他これに類するもの	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（階数が5以上で、延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。）	

（注2）児童福祉施設等

- ・助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設、更正施設
- ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）
- ・その他これに類するもの
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

宝塚市		
用途	規模又は階	
劇場、映画館又は演芸場	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・主階が1階以外にあるもの ・客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの	
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・2階の部分（その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上のもの	
児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分が200㎡以上のもの	
ホテル又は旅館	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの	
共同住宅又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの ・高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分が200㎡以上のもの	
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、ゲーム場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・床面積の合計が2,000㎡以上のもの ・3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。）	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場（カラオケボックスその他これに類するものを除く。）、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・床面積の合計が3,000㎡以上のもの ・地階若しくは3階以上の階が100㎡を超えるもの（床面積の合計が200㎡以下のもの又は避難階以外の階をその用途に供しないものを除く。） ・2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの	
カラオケボックスその他これに類するもの	・床面積の合計が200㎡以上のもの ・階数3以上で床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの	

神戸市		
用途	規模又は階	
劇場、映画館又は演芸場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの	
観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂、集会場（100㎡を超える集客室があるものに限る。）	②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③客席が200㎡以上のもの ④主階が1階でないもの（劇場、映画館又は演芸場に限る。） （注3）	
体育館（学校に附属するものを除く。）博物館、美術館、図書館、ホール、ゲーム場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①3階以上の部分で100㎡を超えるもの ②建物全体で2,000㎡以上のもの	
学校、体育館（学校に附属するものに限る。）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で2,000㎡を超えるもの 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で300㎡以上のもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で300㎡以上のもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等 （注4）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③2階の部分で300㎡以上のもの	
ホテル又は旅館	②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③2階の部分で300㎡以上のもの	
共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの ②6階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で3,000㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	
事務所その他これに類するもの	左の用途に供する部分の床面積が、建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの ②6階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの 左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で3,000㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	
公衆浴場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で3,000㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当するもの ①地階の部分で100㎡を超えるもの ②3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③建物全体で500㎡を超えるもの ④2階の部分で500㎡以上のもの	

（注3）「主階」とは、客席のある1の階をいいます。

（注4）「児童福祉施設等」とは、「児童福祉施設等」とは、令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（要保護者の収容施設があるものに限る。）をいいます。